

憲法

第一 営業の自由

1. 規制 1 は、高速専業バスの営業の自由を侵害し違憲か。
2. 憲法 22 条 1 項は、職業選択の自由を保障している。職業が生計維持活動であり、社会の存続発展に寄与するものであり、社会的機能分担の性質を有し、その場で個性を全うするものとして人格的関連を有する。このような職業の性質から、自ら選択した職業を遂行する自由も保護しているといえる。したがって 22 条 1 項は、高速バス専業の営業の自由を保障しているといえる。
3. そして規制 1 は高速バスの運行を生活路線バスにのみ認めていることからこの自由を制限しているといえる。
4. 職業は多種多様であり、それに対する規制も多岐にわたる。そのため、職業に対する規制は、制限される職業の性質、内容、制限の程度及び規制の目的、内容、必要性により比較考量される。もっとも、第一次的には立法府に裁量が認められることから、合理的な裁量の範囲内に属する限りその判断を尊重すべきである。とはいえ、立法府の合理的な裁量にも、事の性質に応じて広狭があり、規制の目的、対象、方法等の内容、態様によって判断する。
5. 規制目的は、不可欠な移動手段を確保することによる生活の保障や事故防止等の生命身体保護にある。一方で、移動手段の確保のためには生活路線バス事業への配慮が必要であるため、経済的な目的も有する。また高速バスの運行を生活路線バスのみ限定しており、強度の制約である。確かに新規参入も可能であるが、許可の要件は厳格であり、やはり強度の制約である。
6. このことから、規制目的が重要であり、目的達成のための手段が必要かつ合理的なものである場合に限り合憲とする。
7. 規制目的について、生活路線バスの経営安定にあることから、当該目的は重要なものであるとはいえないようにもみえる。しかし、規制 1 は、人の生命身体保護もその目的に含んでいる。このことから、当該目的は重要な目的であるため、規制 1 の規制目的も重要であるといえる。
8. その手段として、規制 1 は高速路線バスの運行は生活路線バスを運行する事業者のみに認めるものとしている。また生活路線バスへの新規参入は経営の安定を害さない場合に限り認めるものとしている。この手段は必要なものであると言える。とは言え合理的なものであると言えるか。確かにこの手段を取ることによって生活路線バスの経営の安定を図ることができる。しかし高速専用バスにとって高速路線バスで運行ができないことは死活問題であり、新規参入にも多額のコストがかかり、そもそも新規参入できる場所がない。このことから高速専業バス事業者の営業の自由を侵害してまで、生活路線バスの経営の安定を図ることは合理的でない。
9. 以上より規制 1 の規制手段は合理性を欠くと言える。
10. よって規制 1 は高速専用バス事業者の営業の自由を侵害し違憲である。

判例を基にして書いたが、もっと簡単に書いてもよかったかもしれない。

判例の基準を用いた。

目的は複合的であると考えて、どちらも考えた。

合理性の基準はゆるすぎると感じたので、中間基準を用いた。

認定した規制 1 の目的とずれているような気もしたが、そのまま書いてしまった。生命身体保護のためには、不可欠な手段とまではいえないと書けばよかった。

第二 移動の自由

1. 規制 2 は市民の移動の自由を侵害し違憲か。
2. 22 条 1 項は移動の自由を保障している。これは経済的自由である職業選択の自由と同様に保障されているものである。しかし一方で、様々な場所へ移動し様々な知見、意見、情報に触れ、自己の人格を形成するという性質も有するものであるから、精神的自由の側面を有する。したがって特定の区域において特定の時間帯に域外から自家用車への乗り入れをする自由は移動の自由として保証に値する。
3. そして規制 2 はこの自由を制限している。とはいえ自家用車以外で乗り入れは禁止されていないのであるから規制態様としては強度ではない。
4. 移動の自由が精神的自由の側面を有しているものの、規制態様が強度でないことから、規制目的が正当であり規制目的と手段との間に合理的な関連性が認められれば合憲である。
5. 本件では規制 2 の目的は、交通渋滞が発生することを防止することにある。これにより住民の歩行や緊急車両の通行の困難が解消され、住民の安心安全な確保することができる。この目的は、住民の生命と身体を保護を目的とするものであり正当なものであると言える。
6. 手段としては特定の区域において特定の時間帯自家用車の乗り入れを禁止するものである。これにより交通渋滞が発生することは防げるため合理的な手段であると言える。確かに渋滞の原因は観光バス等にもあるから自家用車のみを規制してもあまり意味がないとも言える。しかし観光バスと自家用車では絶対数に差があり、自家用車が渋滞の最も大きな原因となっていることは明らかである。そのため自家用車の乗り入れを制限することは交通渋滞発生を防止すると上で大きな役割を果たす。従って合理的な手段であると言える。
7. 以上より規制 2 は、その目的が正当である手段として目的と合理的な関連性を有していると言える。
8. よって規制 2 は合憲である。

22 条 1 項か、13 条を用いて自動車に乗る自由も書くか悩んだが、時間が足りないと思って書かない判断をした。

経済だけでなく、精神的側面を出すことで、一応判例を意識した。

乗り入れ禁止くらいはどこでもありえるだろうと思い、合理性の基準で判断した。

反論をどうしようか悩んだが、渋滞の要因であること自体は間違いないはずだから、問題ないだろうと考えた。

総合コメント

職業選択がでるであろうことは予想通りで、そのための判例はしっかり書ききれたと思う。ただ、明確性の原則を書くべきか悩んだが、終わってみれば書けばよかったと思う。

時間配分

構成 30 分 答案 90 分

参考書

判例百選 憲法(芦部)

令和2年司法試験 憲法

第1 規制①について

1 規制①は、高速專業事業者の高速路線バス事業を行う自由を侵害するとして、憲法22条1項に反し、違憲ではないか。

(1) 憲法22条1項は「職業選択の自由」を保障している。他方、職業遂行の自由も認めないと、実質的に「職業選択の自由」を保障した趣旨を害する。そのため、営業の自由も同項により保障される。そこで、同自由も、営業の自由として保障されるようにも思える。

しかし、高速專業事業者は、生活路線バスに参入しない限り、高速路線バス事業を行うことができなくなる。これは、そもそも規制に従わない限り、高速路線バス事業を行うことができなくなることを意味する。よって、同自由は、営業の自由ではなく、「職業選択の自由」に含まれ、憲法22条1項により保障される。

そして、前述の通り、生活路線バスに参入しない限り、高速路線バス事業を行うことができなくなるため、同自由に対する制約は認められる。

(2) 審査基準を検討する際、薬事法違憲判決と小売市場判決から、消極目的規制の場合は厳格に、他方、積極目的規制の場合は緩やかに審査基準を立てるようにも思える。しかし、目的が一つに定まらない場合もある。また、酒税法判決のように、財政目的という第三の目的も考えられる。よって、目的二分論は採用しえない。そこで、目的は考慮要素の一つにとどまり、規制の態様に着目して検討する。

たしかに、高速專業事業者は、生活路線バスに参入さえすれば、高速路線バス事業を行うことが可能である。そのため、自助努力により解決することができるため規制の態様は弱いとも思える。しかし、生活路線バスの設置には多くの費用がかかる。参入地域は既存の生活路線バス以外であることから、参入地域で十分な収益も見込めず赤字になることが予想される。このように、高速路線バス事業を行うには、利益が生じない地域への参入を強制され、多額の費用を捻出しなければならない。また、生活路線バスの新規参入は、既存の生活路線バスが運行していない路線に限られている。現状では、既存の生活路線バスを運行する事業者の経営を脅かさずに参入できる地域があるかは不明確であり、そのような地域を見つけれない以上、新規参入する意思を有していても、新規参入することができない。したがって、実質的には自助努力により解決することができない問題といえ、制約の態様は強いといえる。以上より、規制の態様が強いことに鑑みると、規制①が違憲か否かは、目的が重要で、目的と手段が適合し、より制限的でない他の選ぶうる手段が存在しないかで判断する。

(3)

第2 規制②について

1 規制②は、区域外の者が自家用車で移動する自由を侵害するとして、憲法13条に違反し、違憲ではないか。

(1) 憲法13条は、行動の自由を保障している。同自由は、自家用車を用いて移動するも

のであり、行動の自由に含まれる。よって、憲法13条により保障される。

そして、特定の時間帯において域外からの自家用車の乗り入れが禁止されているため、同自由は、制約されているといえる。

(2) 人々は移動することによって、新たな人との出会いや行ったことのない場所を知ることができる。これによって、自身の価値観を向上させ、成長することができる。また、自家用車を用いることで、公共交通機関が通っていない場所へ行くことが容易になり、自身の価値観を向上させることに役立つ。以上より、自家用車で移動する自由は重要な権利といえる。

他方、域外の者は特定の時間帯に限って自家用車での制限が禁止されているにすぎない。すなわち、規制によって、域外の者が自家用車を用いて当該区域に立ち入ることが禁止されるわけではない。よって、一部の時間帯で域外の者も自家用車を用いて立ち入ることが可能であるから、全面的な制約とは言えず、規制の態様は弱いといえる。

以上より、違憲か否かは、目的が重要で、目的と手段との間に実質的な関連性を有しているかで判断する。

(3) (あてはめ以下、再現不可)

以上